

# 建築関係工事特記仕様書

## I 工事概要

工事名称	賀田小学校体育館空調機用電源増設修繕
工事場所	尾鷲市 賀田町 地内

## II 仕様

※「項目」および「特記事項」は、○印の付いたものを適用する。

※右欄符号は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」と整合する。

	項目	特記事項	
一般 共通 事項	○ 1 設計図書	設計図書とは下記4種類を指し、これらに記載されている事項はすべて本工事に適用するものとする。 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の順番のとおりとする。 ① 質問回答書 ② 本特記仕様書 ③ 別冊の図面 ④ 標準仕様書 特記仕様書と標準仕様書は、建設工事請負契約書の条項第1条に定める「設計図書」のうち「仕様書」を構成する。	1.1.1
	○ 2 標準仕様書	標準仕様書とは、下記を指す。 ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ○「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）	
	○ 3 適用基準等	○ 三重県公共工事共通仕様書 ○ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル ・ 尾鷲市公共建築物等木材利用方針	
	○ 4 契約形式	本工事の請負契約の形式にあつては、工事内容の契約前積算による一式総価契約形式とし、契約後精算による数量契約形式を採用しない。	
	○ 5 工事費積算参考資料の取扱い	設計図書の他に交付する「工事費積算参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。	
	○ 6 官公署その他への届出手続等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて請負者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。	1.1.3
	・ 7 工事実績情報サービスへの登録	CORINSへの登録は、工事請負代金が500万円以上の場合に適用する。	1.1.4
	・ 8 別契約の関連工事	・ 別途工事との工程調整 調整項目（ ・ 資材等の流用 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 建設機械等の調整 ） ・ 工事区分 別冊図面 区分表による。 ・ 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監理者の承認を受けること。	1.1.7
	○ 9 工事の記録	工事の全般的な経過を記載した書類は、下記による。 ○ 毎月1回 ・ 監督員の指示 工事履行報告書（工事別工程進捗表、当月の出来高状況）	1.2.4
	・ 10 施工条件	・ 工期の始期（ ） ・ 制限する工種名（ ） ・ 施工時期（ ・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他（ ） ） ・ 施工時間（ ・ 夜間のみ ・ 時～ 時まで ） ・ 施工方法（ ） ・ 休日施工の制限（ ・ なし ・ 監督員と協議 ）	1.3.5 (1)
	・ 11 施工順序	・ 施工順序の指定あり （ ） → （ ） → （ ） → （ ）	1.3.5 (2)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>29 完成時の提出図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 完成図等 A 2 版もしくは A 3 版 2 つ折り製本 ( 1 部) 1.8.1</li> <li>○ 保全に関する資料 ファイル A4 版 ( 1 部) 1.8.3</li> </ul> </li> </ul>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>30 完成図等</li> </ul>	種類及び記入内容		1.8.2						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記入内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	記入内容						
	種類	記入内容								
<ul style="list-style-type: none"> <li>31 週休2日制工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者指定型</li> <li>受注者選択型</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>月毎の週休2日制工事</li> <li>通期の週休2日制工事</li> </ul> <p>1 週休 2 日制工事とは、現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上である工事をいう。</p> <p>(1) 対象期間日数は、工事開始日から工事完了日のうち、下記期間を除いた日数とする。</p> <p>工場製作期間を含む準備期間、および後片付け期間  夏季休暇 (3日間)、および年末年始休暇 (6日間)  天災等に対する緊急措置に要する期間  受注者の責によらない閉所、または、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(2) 現場閉所日は、原則として対象期間内の土曜日及び日曜日とする。ただし、荒天や緊急対応等、やむを得ない理由により工事現場を稼働させた場合は、対象期間内で別の日に振替できるものとする。なお、現場閉所とは、保守点検等を除き、終日現場が閉鎖された状態をいう。</p> <p>2 受注者は、工事現場の閉所計画、および実績について、毎月1回監督員に報告すること。</p> <p>3 予定価格算出のための当初積算において、週休 2 日制工事を想定した下記補正率を乗じた単価をあらかじめ計上している。なお、未達成であった場合は、補正相当分の減額変更を行うものとする。</p> <p>複合単価中の労務単価、及び物価資料の手間のみ単価×補正率：1.02  市場単価、及び物価資料の材工単価×補正率：1.01 (鉄骨工事、建具シーリング工事は1.02)  ※執務並行改修補正については、週休2日にかかわらず当初積算において別途適宜補正する</p>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 32 暴力団等不当介入に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 7 条第 1 項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。</li> </ul> <p>(1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>									
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける ( 規模： 10 m2程度 )</li> <li>別途建築工事による</li> <li>仮設トイレ</li> </ul>	2.3.1							
仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 工事用水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内既存の施設</li> <li>○ 利用できる ( ・ 有償 ・ 無償 )</li> <li>・ 利用できない</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 工事用電力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内既存の施設</li> <li>○ 利用できる ( ・ 有償 ・ 無償 )</li> <li>・ 利用できない</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 工事用進入路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設道路造成</li> <li>・ ( )</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 交通誘導員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置する</li> <li>・ 配置位置 ( ・ 図面による ・ 別途協議 )</li> </ul>								

工事費積算参考資料（建築工事）

本資料は、入札参加者の適切な見積りに資するため、発注者が用いた積算資料を参考として掲示するものであり、契約書第1条の設計図書ではありません。

従いまして、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、設計図書に特別な定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとします。

なお、本資料の有効期限は、この工事の入札日までとします。

工事名	賀田小学校体育館空調機用電源増設修繕
-----	--------------------

単価適用日	令和8年4月	
積算基準	公共建築工事共通費積算基準（令和7年）	
工事種別	改修電気設備工事	
諸経費情報	諸経費算定用工期	0.7ヶ月
	共通仮設費	監理事務所を設けない
	一般管理費	前払金支出割合による補正なし 契約保証による補正なし
処分費の取扱	処分費	－
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仮設費、現場管理費は算定しない</li> <li>・工事原価に含み一般管理費の対象とする</li> </ul>	

工 事 設 計 仕 訳 書			
		設 計	令 和 年 月 日
工 事 名	賀田小学校体育館空調機用電源増設修繕		
施 工 地 名	尾鷲市 賀田町 地内		
工 費	一金	円也	
工 期	30日間		
工 事 の 大 要			

記号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	総括表						
A	電気設備工事		1.00	式			
B	共通仮設費		1.00	式			
C	現場管理費		1.00	式			
D	一般管理費		1.00	式			
	工事価格						
	消費税相当額						
	工事費計						

総括表

記号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A	電気設備工事						
	手元開閉器	ELB 3P30A 外部3P接地コンセント付	2.00	面			複合単価表
	開閉器	MCCB 3P150A	2.00	個			複合単価表
		MCCB 3P30A	2.00	個			複合単価表
	プルボックス	200□*200 SUS WP	1.00	個			コスト情報
		200□*200 鋼製	1.00	個			コスト情報
	電線管	VE36	20.00	m			コスト情報
		VE22	45.00	m			コスト情報
	同上付属品・支持材		1.00	式			見積
	電線・ケーブル	CV5.5°-4C	70.00	m			コスト情報
	架空メッセン	14°	3.00	m			複合単価表
	同上支持金物		1.00	式			見積
	コア抜き	50φ	1.00	式			コスト情報
	雑材料消耗品		1.00	式			見積
	高所作業車		1.00	式			見積
	計						





